

ローマ帝政成立前後の「インペリウム」

—— imperium domi militiaeque をめぐって ——

丸 亀 裕 司

論文要旨

本稿の目的は、帝政成立前後のローマ人著作家が「インペリウム」をどのように認識していたかを明らかにし、公職者の権限や職務の性質に関する現代の研究者の理解を批判することである。インペリウムは、都市ローマの外側「ミリティアエ」では軍隊指揮権であり、都市ローマの内側「ドミ」では高位公職者の職務権限だったと考えられてきた。しかし近年、公職者の職務権限は職務内容によって「ドミ」と「ミリティアエ」によって区別された、また、インペリウムは軍隊指揮権であって高位公職者の職務権限ではなかった、とする研究が出されている。こうした先行研究に対して、筆者は、共和政末期以降のローマ人著作家は「インペリウム」を高位公職者の職務権限を含む権限として認識していたことを確認した上で、ケントゥリア民会に注目し、「ドミ」と「ミリティアエ」の間に領域的にも機能的にも明確な境界を引くことはできないと主張した。

キーワード【古代ローマ史、インペリウム、ドミ、ミリティアエ、ケントゥリア民会】

はじめに

古代ローマにおける「インペリウム」(imperium)とは、'impero'「命令する」という動詞から派生した名詞で、本来的には軍隊指揮権を意味し、さらに、その権限がおよぶ領域「帝国」という意味でも用いられた言葉である¹⁾。一般的な認識では、共和政期において、民会で毎年選出される公職者(magistratus)のうち、ケントゥリア民会で選出されるコンスル(consul)とプラエトル(praetor)はインペリウムを有する公職であり、1年間の任期のあと、インペリウム保持の延長が承認され、プロコンスルあるいはプロプラエトルとして属州(provincia)を統治する任務にあたったとされる。

共和政末期から帝政成立期の政治史・制度史において、インペリウムは大きな重要性を持つ。ポンペイウスが獲得した地中海沿岸の海賊討伐、さらにポントス王ミトリダテス6世エウパトルとの戦争の指揮権、前59年コンスルのカエサルの担当属州変更およびその任期延長、カエサルの終身独裁官(dictator perpetuus)、国家再建三人委員(triumviri rei publicae constituendae)創設などは、通常の制度的枠組みを越えた例外的なインペリウムの創出であり、インペリウムをめぐる問題は共和政末期における重要な政治的展開軸の一つだった。

アウグストゥスによる帝政樹立は、こうした例外的なインペリウム創出の帰結点に位置づ

けることができる。アウグストゥスが形成したローマ皇帝が「ローマ軍の最高指揮官」という側面を持っていたことは、研究者の間に共有された認識と言ってよいだろう。「ローマ軍の最高指揮官」としてのローマ皇帝の性格は「インペリウム」によって裏づけられていたと考えられるが、いつ、どのようなインペリウムをアウグストゥスは獲得したか、という問題については研究者の間に共通認識ができていない。また近年では、「インペリウム」の概念自体についても通説的理解を問い直す研究も見られるようになった。この「インペリウム」のあり方に注目し、共和政末期における例外的なインペリウムの特殊性、そしてアウグストゥスが獲得したインペリウムの実態を解明することにより、「ローマ軍の最高指揮官」というローマ皇帝像、さらにはローマ帝政成立史についても見直しや修正が可能となるのではないだろうか。

しかし、インペリウムの概念について、また共和政末期に創出された例外的インペリウムやアウグストゥスが獲得したインペリウムの内容については、それぞれに膨大な先行研究の蓄積があり、一編の論考においてこれをすべて取り上げることは筆者の能力を大きく超えている。本稿では、アウグストゥスのインペリウムの実態解明に向けた準備として、インペリウムの一つの側面に注目したい。

アウグストゥスが「ローマ皇帝」という特殊な地位を形成する過程において、前27年、前23年、そして前19年の三度にわたって、重大な措置がとられた。そのうち、前23年の措置において、カッシウス・ディオが伝えるところでは、アウグストゥスは「ポメリウムに入る際に放棄する必要のない、また、以後更新する必要もないプロコンスル職をこれ以降常に保持し、属州においてそれぞれの指揮官以上の権限」を獲得したという²⁾。

「ポメリウム」(pomerium)とは、都市ローマの宗教的な境界であり、共和政末期から帝政成立期、おおむねセルウィウスの城壁と重複していた。共和政末期、プロコンスル(属州総督)のインペリウムは、その保持者がポメリウム内に入ることにより消滅した。こういった意味で、アウグストゥスが獲得した属州総督職(インペリウム)は特殊なものだった。

第1節において詳述するように、ポメリウムは「内地」や「平時」の状態「ドミ」(domi)と「戦地」「戦時」の状態「ミリティアエ」(militiae)の境界であり³⁾、インペリウムもその内側で行使される「インペリウム・ドミ」(imperium domi)とその外側で行使される「インペリウム・ミリティアエ」(imperium militiae)が存在したと長く考えられてきた。しかし、「ドミ」と「ミリティアエ」の概念と、これと関連してインペリウムや公職権限のあり方をめぐる従来の理解に対する強い批判が比較的最近になって出されている。本稿では、この問題に関連する研究動向を紹介し、筆者なりの立場を示すことで、「ポメリウム内に入る際にも放棄されることのない」とされるアウグストゥスが獲得したインペリウム、ひいてはローマ皇帝の法的地位の特殊性を再検討するための指標を示したい。

第1節 「インペリウム」と「ドミ」「ミリティアエ」をめぐる学説史

まずは、「インペリウム」と「ドミ」「ミリティアエ」をめぐる主要な先行研究の議論を取り上げ、本稿の課題を明確にしたい。この問題については、19世紀後半のローマ法制史の泰斗モムゼンにさかのぼらねばならない。モムゼンは以下のように説明している。

インペリウムとは、王の絶対的な権限に由来する、軍隊指揮と司法における最高権限だった。この無条件の権限は、王政期には王がこれを一手に掌握していたが、共和政期になると、同僚制などにより制限が加えられて弱体化したものの、コンスルがその全体を担った⁴⁾。インペリウムには、「ドミ」と「ミリティアエ」という領域の区分があったが、これは、「平時」か「戦時」という状況による区分ではなく、領域的な区別であり、これに応じてインペリウムも、都市ローマ (urbs Roma) 内とその近傍「ドミ」で行使された「インペリウム・ドミ」と、ポメリウム外「ミリティアエ」で行使された「インペリウム・ミリティアエ」とに区別された⁵⁾。公職者が軍隊指揮を引き受けた場合、カピトリウムでの特別なアウスピキウム (auspicium) の獲得、神々への誓約、公職者自身と彼を先導するリクトル (lictor) の軍装外套 (paludamentum) 着用、そしてリクトルが持つインペリウムの象徴であるファスケス (fasces) への斧 (securis) の装着など経た上でポメリウムを越え、公職者は軍隊指揮官となった⁶⁾。こうした領域的な区別は、都市ローマの起源にさかのぼることができ、王政期においても存在した⁷⁾。これら一連の儀礼、特に都市のアウスピキウム獲得なしにポメリウムを越えた場合、その公職者の指揮権には欠陥があると見なされた⁸⁾。本来的にはドミとミリティアエはポメリウムによって区切られていたが、時代を経て、都市ローマが拡大する中で、ドミはポメリウムの外1マイルの地点にまでおよんだ。その根拠のひとつとしてモムゼンが挙げるのが、リウィウスによる「都市から1マイル以上離れた場所で上訴 (provocatio) は存在しえず、護民官は、もしそこへ行ったのであれば、その他有象無象の市民の中でコンスルのインペリウムに服することとなるであろうから」⁹⁾ という記述である。すなわち、都市ローマの公職である護民官の権限、介入権 (ius intercessionis) や神聖不可侵性 (sacrosanctitas) はポメリウムから1マイルの範囲であるドミにおいてのみ有効で、その外側では効力を失い、さらにローマ市民もインペリウム保持者の強制権 (ius coercionis) によって科される身体罰について上訴を根拠とした保護を受けられない、というものである¹⁰⁾。そして、公職者の職務権限がおよぶ領域について、①都市の公職者による権限行使が認められ、属州総督が権限を行使できない、上訴と護民官の介入が有効な「ポメリウムの内側」、②都市の公職者の権限がおよばず、都市ローマ外での権限行使が認められた属州総督が権限を行使できる「ポメリウムから1マイル地点の外側」、③都市の公職者も属州総督もその権限を行使可能な「ポメリウムから1マイルまでの領域」の三つの区分が存在したと主張した¹¹⁾。また、

独裁官スッラによりコンスルとプラエトルはその在職中に都市ローマでの職務に専念するよう定められ、これにより高位公職者は軍隊指揮権を事実上喪失し¹²⁾、ドミはイタリアに拡張されるに至った¹³⁾。すなわち、本来的にはドミの領域はポメリウムの内側、ミリティアエの領域はポメリウムの外側であったが、ドミの領域はポメリウムの外側 1 マイル、さらにイタリアへと拡大し、ドミとミリティアエが重なる領域が拡大した、という理解を示した。モムゼンによるインペリウムの「領域的区分論」は、細かな修正やいくつかの異論があったものの、多くの研究者に受け入れられ¹⁴⁾、通説的な理解となっていた。

こうした説明に強く異議を唱えたのがジョヴァンニーニである。彼はまず ‘domi’ と ‘militiae’ の用例が示す概念を分析し、前者は「出身地・出身都市」や「祖国」、後者は「軍務に服している状態」を指す語であり、モムゼンが主張するように「都市ローマ」と「その外側の領域」を対置させる意味はないと主張する¹⁵⁾。そして、公職者が軍隊指揮官となることについて、モムゼンは「ポメリウムを越えること」を強調するのに対して、むしろ、元老院の命令に基づき、公職者がカピトリウムで神々に誓約し、彼自身と彼を先導するリクトルが軍装外套を身につけることがより重要だったとする¹⁶⁾。さらに、モムゼンがインペリウムを領域的に区分する根拠として提示する、先に引用したリウィウスの記述について、ここで描写される「その他有象無象の市民」とは、兵士として指揮官に絶対服従を宣誓 (sacramentum) し、指揮官からの命令についての上訴が停止状態にある者たちだったと主張した¹⁷⁾。そして、属州総督も、インペリウムを有する公職者と同様に、軍務に服さず市民生活を送る者たちに対しては市民生活にかかわる権限を、兵士に対しては軍事の権限を行使したとする¹⁸⁾。なお、公職者と属州総督の権限について独裁官スッラが規定したとモムゼンが主張し、その後の研究者が「職務領域の序列に関するコルネリウス法」(lex Cornelia de ordinis provinciis) と呼ぶ上述の変更については、こうした変更があったことを示す証拠はないとして、「モムゼンによる発明」と呼んでその存在を否定する¹⁹⁾。ジョヴァンニーニの主張をまとめれば、インペリウムは二つの機能、すなわち、政治・行政・司法などにかかわる「市民生活」(civil) と「軍事」(militaire) を包含する権限だったという点ではモムゼン以来の通説を継承するが、それは領域的に区別されるのではなく、命令を受ける者が、軍務に従事せずに市民生活を送っているか、指揮官に服従を宣誓して軍事に従事しているかに応じて、「市民生活にかかわるもの」と「軍事」という二つの性質を発揮したということになる。こうした主張は、モムゼンの「領域的区分論」に対し、「機能的区分論」と呼ぶことができるだろう。

ジョヴァンニーニによるモムゼン説批判は一部の研究者から注目された。リントットは、上訴は都市ローマ外でも市民を処刑や笞刑から保護する権利として存在していたが、戦場でインペリウムを有する公職者をコントロールすることは困難だったとし²⁰⁾、上訴についてジョヴァンニーニ説を支持している。また、ピナ・ポロも、都市ローマにおけるコンスルの

非軍事的役割（これを総称して‘civil functions’としている）に注目し、コンスルに付与されたインペリウムは「市民生活と軍事の両方の分野における至高の命令権限」であると主張する²¹⁾。しかし、ジョヴァンニーニによるモムゼン説批判は必ずしも多くの研究者に受容されているとは言えない。

他方、モムゼンやジョヴァンニーニが提示するように、「ドミ」と「ミリティアエ」の区分に基づいてインペリウムの性格を理解しようとする枠組みは、共和政末期に創出された例外的なインペリウムやアウグストゥスが獲得したインペリウムに関する比較的最近の研究においても用いられている。フェラリーは、前23年のコンスル辞任による「インペリウム・ドミ」の喪失は、アウグストゥスから「民会招集権限」(ius agendi cum populo)と「元老院招集権限」(ius agendi cum senatu)をも奪ったとし、直後に獲得した「護民官職権」(tribunicia potestas)に付随する「元老院招集権限」「平民会招集権限」(ius agendi cum plebe)がこれらを補ったと主張する²²⁾。フェラリーが用いる「ドミ」の概念が、どういった枠組みで用いられているのか判然としないが、いずれにせよ、コンスルの職務権限を指示して「インペリウム・ドミ」という語句が使用されている。

モムゼン以来の通説をさらに根底から覆す見解を示したのがドログラである。彼は、2007年に公開された論考において、「インペリウム」が軍隊指揮権であると同時に高位公職者の職務権限だったという一般的な理解を批判するために、以下のように議論する。彼はまず、古代の著作家たちは「特定の公職者に付与された軍隊指揮権」というテクニカルな意味以外にも、「(強大な)権限」といった意味で比喩的に「インペリウム」の語を多用しており、こうした曖昧な用法が現代の研究者に「インペリウム」があらゆる権限・権威の源泉であったと想像させていると主張する²³⁾。そして、ポメリウム内での市民生活にかかわる権限として「インペリウム・ドミ」が存在したことを示す証拠がほとんど存在しないことを指摘した上で²⁴⁾、ポメリウム内で公職者が職務を遂行するために必要とした権限はすべて「職権」(potestas)が提供していたと主張し²⁵⁾、公職者が「職権」の言葉により特徴づけられている用例と、「判決を下す」「介入する」「命令する」といった行為が「職権」の語によって表示される用例を例示する²⁶⁾。そして、「インペリウムは、ポメリウムの外側で、軍隊指揮権を行使するための権限であって、それ以上のものではなかった」²⁷⁾として、インペリウムが都市ローマで職務を果たすコンスルやプラエトルの職務権限であったことを否定する。ポメリウム内にインペリウムが持ち込まれたのは、凱旋式挙行、独裁官の任命、あるいは元老院最終決議(senatus consultum ultimum)の発令といった、きわめて限定的、例外的状況に限られていたという²⁸⁾。インペリウムを高位公職者の職務権限と見なさない態度は、その後のドログラの著書にも引き継がれている²⁹⁾。

ジョヴァンニーニはインペリウムの機能や公職者の職務内容を「市民生活にかかわるもの」と「軍事」とに区別することで、領域的にその機能が変化したと主張したモムゼンを批

判したのに対して、インペリウムは市民生活にかかわる機能を持たなかったとするドログラの主張は、モムゼン以来の従來說をさらに強く批判したものと評価できるだろう。だが、ローマの公職者と属州総督の職務内容を「市民生活にかかわるもの」(civil)と「軍事」(military)とに区別している点では、ジョヴァンニーニによる機能的区分論を継承していると言える。

インペリウムと「ドミ」「ミリティアエ」をめぐる学説史を振り返ると、モムゼン以来の従來說に対して強い批判が呈されており、従來說を無批判に受容できない研究状況になっていると言えるだろう。筆者は、モムゼン以来の通説のみならず、これを批判するジョヴァンニーニ、ドログラによるインペリウム理解にも問題があると考ええる。

まず、ポメリウムの内外でインペリウムの性格が変化したという、モムゼン以来の「領域的区分論」の問題点としては、ジョヴァンニーニも批判しているように、「ドミ」が「ポメリウムの内側」を明示する史料がないことが挙げられる。たしかに高位公職者が軍隊指揮官として都市ローマを出発する(すなわち、ポメリウムを内側から外側に越える)際に特別な儀礼を経る必要があったこと、また、属州総督の権限が都市ローマに入ることによって消滅したことは、ポメリウムの内外でインペリウムの性質が変化した可能性を示唆している。また、少ないながらも「ドミとミリティアエにおけるインペリウム」(imperium domi militariae)という用例が存在することから³⁰⁾、「インペリウム・ドミ」と「インペリウム・ミリティアエ」という概念が存在した可能性は想起されうる。しかし、「ドミ」とその対義語としての「ミリティアエ」が「ポメリウムの内側(都市ローマ)」と「その外側の領域」を定義づけているとは考えにくく、この点において、ジョヴァンニーニの指摘は正鵠を射ているように思われる。

しかし他方、ジョヴァンニーニ、ドログラの「機能的区分論」についても、はたしてローマ人の認識の中で「ドミ」と「ミリティアエ」の間に明確な境界が存在したのか、そして、ローマの国制や公職者の権限を論じる上でこうした枠組みは利用できるのか、という疑問が筆者にはある。古代ローマには、軍隊組織に基づいて構成され、高位公職者の選挙、立法、古くは市民の生死に関わる裁判を司ったケントゥリア民会(comitia centuriata)が存在した。公職者の権限や職務内容を「市民生活にかかわるもの」と「軍事」といった機能的区分があったとすれば、この民会の機能や主宰はどのように説明できるのだろうか。第3節で取り上げるように、この問題についてドログラは矛盾した見解を示している。ジョヴァンニーニやドログラが提示する公職者の職務と権限の機能的区分にも検証の余地が多分に残されているように思われる。

こうした先行研究の問題を解決するために、本稿では以下の二点に注目する。第一に、共和政末期以降の作家による「インペリウム」の用例を分析し、彼らが「インペリウム」をどのようなものとして認識しているかを検討する。特に、この語によって高位公職者の職務権限が示唆されている用例を取り上げ、「インペリウム」が高位公職者の職務権限を表示す

るのか、表示するのであれば、「軍隊指揮権」としてのインペリウムとどのように区別されるのかを明らかにする。これは、「市民生活にかかわるもの」と「軍事」の権限を表示する語として「ポテスタス」と「インペリウム」を対応させるドログラの主張の当否の検証でもある。その上で、ケントゥリア民会に注目し、「ドミ」と「ミリティアエ」あるいは「市民生活にかかわるもの」と「軍事」の間に明確な境界を引くことは可能なのか、こうした区別がローマ人の認識の中にあったのか否かを検討する。これらの作業を通じて、「インペリウム」「ドミ」「ミリティアエ」の概念に関する先行研究の主張を批判的に検証し、インペリウムの性質をめぐる問題と、「ドミとミリティアエにおけるインペリウム」に関する筆者なりの見解を提示することで、アウグストゥスが獲得した「ポメリウムに入る際に放棄する必要のない」インペリウムの解明に向けた指標を提示したい。

第2節 帝政成立前後における「インペリウム」認識

まずは、共和政末期から2世紀頃までの作家の記述から、彼らが「インペリウム」という概念をどのように理解していたかを検討したい。

共和政末期のキケロは、『法律について』第3巻で、キケロ自身がアッティクスに向けて王の追放後に設置された公職者の機能を説明する文脈の中で、「2名の者が王のインペリウムを保持すべし。そして、指揮を執り、判決を下し、助言すべきであることから、彼らをプラエトル、審判人、コンスルと呼ぶべし。彼らは、ミリティアエの〔ミリティアエにおける〕最高の権限を有し、誰にも従ってはならない。彼らにとって、市民の安全が最高の法律であるべし」と記述している³¹⁾。ここに「プラエトル」が併記されているのは、共和政最初期、最高位の公職は「プラエトル・マクシムス」(praetor maximus)と呼ばれていたためであろう。この記述からは、高位公職者は王のインペリウムを継承し、これに基づき裁判と軍隊指揮を担っていたというキケロの認識を読み取ることができる。ゲッリウスは、前1世紀のウェアリウス・メッサッラの記述として、「プラエトルはより小さなインペリウムを、コンスルはより大きなインペリウムを保持」しているためにプラエトルはコンスルを選出できないと伝えている³²⁾。

これらの記述を見ると、少なくとも共和政末期において、コンスルとプラエトルは「インペリウムを保持する公職」であると一般的に認識されていたと考えられよう。ドログラは、上述のように、原則的に高位公職者は都市ローマ外で軍隊を指揮する場合にのみインペリウムを保持したと主張している。もしそうであるならば、古代の作家の記述には、「インペリウム保持が認められている」(imperium habere licet)あるいは「保持できる」(habere posse)といったように、高位公職者が限定的状況下においてのみインペリウム保持が認められたことを、あるいはインペリウム保持が無条件のものではなかったことを示すために、

何らかの留保が付け加えられたのではないだろうか。こうした留保の言葉がないことから、これらの記述は、高位公職者は常にインペリウムを保持していたとローマ人が認識していたことを強く示唆していると言えよう。

上述のように、ドログラは「インペリウム」が高位公職者の権限の総体を示して用いられているのは比喩的な用法であると主張する。しかし、公職者や皇帝の権限に言及する文脈で用いられる「インペリウム」について、これを比喩と判断できない記述もある。つぎに、こうした用例をいくつか取り上げ、この語が必ずしも比喩的に「強大な権限」を示して用いられているわけではなく、実際に非軍事的な職務を遂行するための権限を示して用いられていたことを示したい。

最初に取り上げたいのは、護民官職設置の状況を伝えるキケロの記述である。キケロが述べるところでは、護民官は「コンスルのインペリウムに対抗するために」創出された役職だった³³⁾。護民官は、平民の宣誓に由来する身体的神聖不可侵性を持ち、個々の平民の保護、平民にとって不利となる公職者の活動の妨害、そして平民に不利となる決定の発効に対する拒否権行使が可能な公職であったが、例外的な場合を除き、護民官は都市ローマ外で夜を過ごすことは認められていなかった³⁴⁾。また、第1節で引用したリウィウスの記述は、ポメリウムから1マイル以上離れると護民官はその権限を喪失したことを示唆している³⁵⁾。これらの事実は、護民官の職務領域が本来的には都市ローマに限定されていたことを示していると言えるだろう。そうであるならば、これが対抗すべき「コンスルのインペリウム」もまた、都市ローマとその近傍においても行使されたと考えられよう。そして、コンスルが常にインペリウムを保持する公職であったのであれば、「コンスルのインペリウムと対抗する」護民官という表現は、単なる比喩ではなく、実際にコンスルのインペリウムと護民官職権との衝突が生じる場合があったとキケロは認識していたことを示唆していると言えるだろう。

つぎに取り上げたいのは、アウグストゥスによる『神アウグストゥスの業績録』(*Res Gestae Divi Augusti*)の記述である。彼はその治世で三度の戸口調査(census)を実施したが、そのうちの二度目と三度目について、「コンスルのインペリウムでもって」(*consulari cum imperio*) これを実施したと述べている³⁶⁾。

本来的に、戸口調査は徴兵を目的としてローマ市民(成人男性)を数えるもので、共和政期においては5年に一度これを実施するために、インペリウムを持たないケンソルが選出された。兵員となりうる市民を数えるという職務の性格上、これを軍隊指揮権でもあるインペリウムによって実施したという説明は、ローマ人の認識の中では成り立つものだったのかもしれない。

しかし、アウグストゥスによる戸口調査は、共和政末期までのそれとは性格が異なるものだった可能性がある。前28年に実施した戸口調査で、アウグストゥス(オクタウィアヌス)は4,063,000人をローマ市民として登録したと述べているのに対して、その前回の戸口調査

(前 70 年) でローマ市民として登録された者は 900,000 人に過ぎなかった³⁷⁾。プラントは、アウグストゥスによる戸口調査では、成人男性のみならず、女性や、幼児を除く子どもも算入されたと主張する³⁸⁾。これらの戸口調査が実施された前 70 年から前 28 年の間、植民市建設による市民数増加は想定されるが、それでも成人男性が 4 倍以上に増加したとは考えにくく、アウグストゥスが実施した戸口調査では女性や子どもも算入された可能性は十分に想定される。アウグストゥスによる戸口調査は正規軍軍団兵となりうる成人男子の人数を把握するという軍事的な目的で実施されたものではなく、行政的意味合いも強く担うものだったと言えるだろう。そうであるならば、アウグストゥスが述べる「コンスルのインペリウム」は軍隊指揮権を指しているとは考えにくい。自身が統治する属州に駐屯する軍隊の指揮権としてアウグストゥスは何らかのインペリウムを保持しているはずであるが、これについてアウグストゥスは『業績録』の中で明言していない。そのアウグストゥスが、なぜ「インペリウム」により戸口調査を実施したとしているのだろうか。それは、アウグストゥスが他ならぬ「コンスルのインペリウム」によって戸口調査を実施したからではないだろうか。

このように、キケロやアウグストゥスは「インペリウム」という言葉で非軍事的な職務権限を表示している。「インペリウム」が高位公職者の非軍事的な職務権限を含む言葉として使用されていたのであれば、同様に公職権限を意味する「ポテスタス」は「インペリウム」とどのように使い分けられていたのか、という問題が生じる。ここで、二つの言葉が併記されている記述を取り上げ、これらの言葉の内容の差異を検討したい。

それにあたって最初に取り上げたいのは、十二表法 (leges duodecim tabularum) 起草のために設置された十人委員について述べるキケロの記述である。キケロによれば、この十人委員は「最高のインペリウム (summum imperium) を有して法を起草する、上訴を認めない最大の権限 (maxima potestas)」を有していた³⁹⁾。この記述からは、「インペリウム」と「ポテスタス」の差異は判然としない。しかし、ドログラが提起するような、「市民生活にかかわる権限」と「軍隊指揮権」という機能的区分に則してこれらの語が使い分けられているとは考えられない。

つぎに取り上げたいのは、前 63 年のカティリナ事件に際して元老院最終決議が発令されたことを伝えるサルスティウスの記述である。その年のコンスルだったキケロは、カティリナによる国政転覆計画を元老院で暴露する。その際、元老院最終決議によって、キケロとその同僚コンスルであるアントニウスに対して「最高の権限」(potestas maxuma) が与えられ、両コンスルは「軍隊を編成すること、戦争を指揮すること、同盟者と市民をいかようにも処罰すること、ドミとミリティアエにおける最高のインペリウムと裁判権を有すること」が認められた⁴⁰⁾。

この記述からは、軍隊の編成とその指揮権、さらに「ドミとミリティアエにおける最高のインペリウム」が「最高のポテスタス」に含まれていることがわかる。そうであるならば、

「ポテスタス」は「インペリウム」を包含する、より広く「権限」一般を意味する語として用いられていたと理解できよう⁴¹⁾。繰り返し取り上げているように、ドログラは、テクニカルな用法で「インペリウム」は都市ローマ外での軍隊指揮権のみを示すものであり、高位公職者の職務権限はポテスタスの語が示すと主張した。しかし、少なくとも共和政末期の著作家の認識において、「インペリウム」は高位公職者の非軍事的職務遂行のための権限を示して用いられる場合がある。そうである以上、「ポテスタス」は市民生活にかかわる権限を、「インペリウム」は軍隊指揮権を意味する、という定義は、テクニカルな用法ではそうであったとしても、史料を分析する上で必ずしも有効なものではないと言えるだろう。

以上の考察から、共和政末期から帝政成立期において、「インペリウム」は高位公職者が有する強大な公職権限の総体を示しており、それに対して「ポテスタス」は、高位公職者以外のそれも含む、「権限」をより広く示す概念であったということは明らかであろう。高位公職者の職務権限の全体が「インペリウム」の語により表示されていたのであれば、これは軍隊指揮権としての「インペリウム」と区別されたのだろうか。つぎに、インペリウムが軍隊指揮権としての機能を発揮するための手続きを史料に即して見ていきたい。

軍隊指揮官となるインペリウム保持者は、カピトリウムでの誓約と軍装外套の着用を経て、都市ローマを出発した。リウィウスは、「属州へ、また戦争へと出発するコンスルあるいはプラエトルは、軍装外套を身につけたリクトルを伴って、カピトリウムで誓約を立てる」と伝えている⁴²⁾。この記述では、高位公職者やインペリウム保持者を先導するリクトルが「軍装外套を身につけて」(paludatus)とされているが、リウィウスは別の記述では、指揮官も軍装外套を身につけて出発したとしている⁴³⁾。ウァッロは軍装外套を「軍事の標章であり装備」(insignia atque ornamentum militiae)と述べている⁴⁴⁾。

カピトリウムにおける誓約、また、軍装外套の装着を欠いた場合、軍隊指揮権を保持していないと見なされた。前 177 年のコンスルだったクラウディウスは、ヒストリアで戦果を挙げつつあったプロコンスル、ユニウスとマンリウスから功績を横取りしようとして、指揮権を奪うためにプロコンスルの軍隊に合流した。その際、「誓約を立てず、軍装外套を身につけたリクトルも伴わず、同僚だけにすべてを伝え、夜のうちに出発し、急ぎ属州へと向かった」が⁴⁵⁾、「彼ら〔ユニウスとマンリウス〕は、彼〔クラウディウス〕が祖先の慣習に従い、カピトリウムでの誓約、軍装外套を身につけたリクトルに続いて首都を出発していたのであれば、コンスルの命令に従っていただろうと答え」⁴⁶⁾、コンスルのクラウディウスの命令を無視した。さらに、クラウディウスは 2 名のプロコンスルを捕縛し、ローマへ送還するようマンリウスのプロクアエストルに命じたが、これも無視され、兵士もクラウディウスに従わなかった。クラウディウスは、ローマに戻り、所定の儀礼を経たのち、再びヒストリア遠征軍に合流した⁴⁷⁾。

リウィウスが伝える事例からわかることは、適切な儀礼を欠いた場合、属州で軍隊を率い

る指揮官のみならず、その下で従軍する兵士たちですら、現職コンスルの命令に服することはなかった、ということである。ドログラは、コンスルが「インペリウム・ドミ」を保持していれば、属州総督や兵士がコンスルの命令への服従を拒否した理由はなかったとして、高位公職者は職務権限としてインペリウム（・ドミ）を保持しなかったことの論拠としている⁴⁸⁾。しかし、カピトリウムでの儀礼と軍装外装着用を経ることでインペリウムは軍隊指揮権としての機能を発揮しうると見なされたことを顧慮すれば、プロコンスルやその麾下の将兵に服従を拒否されたことをもってクラウディウスがコンスルとしてインペリウムを保持していなかったと結論することはできない⁴⁹⁾。

ここまでキケロ、リウィウスの記述を中心に、帝政成立前後の作家が「インペリウム」をどのようなものとして認識していたかを検討してきた。彼らは、コンスルとプラエトルはインペリウムを保持する公職者であると思なしていた。「権限」を示す言葉として「ポテスタス」の語もあるが、これは「インペリウム」よりも広く公職者の権限一般を示すものであり、その中でも特に強力な軍隊指揮権や高位公職者の権限が「インペリウム」の語で表示されていた。ドログラは、テクニカルな用法において、「インペリウム」と「ポテスタス」はそれぞれ「軍隊指揮権」と「公職権限」を示すと主張するが、史料に現れる「インペリウム」と「ポテスタス」をこのような明確な二分論で読み解くことはできない。そして、高位公職者が軍隊を率いるために都市ローマを離れ、彼が保持する「インペリウム」が軍隊指揮権としての機能を発揮するためには、カピトリウムでの神々への誓約、指揮官自身とそのリクトルの軍装外装着用の着用など、適切な儀礼を経る必要があった。

さて、都市ローマを離れる、あるいはポメリウムの外に出る際に儀礼を経ることでインペリウムが軍隊指揮権としての機能を発揮したのであれば、都市ローマのポメリウム外に位置するマルスの野（campus Martius）で執り行われたケントゥリア民会は、どのような性格のものとして認識されていたのだろうか。節を改めて、これを検討していきたい。

第3節 ケントゥリア民会にみる「ドミ」と「ミリティアエ」

ケントゥリア民会は、マルスの野において、コンスルの主宰によって執り行われた。マルスの野は、ポメリウムおよび市壁で囲まれた都市ローマの北西に隣接する領域である。本章では、ここで開催されたケントゥリア民会に注目し、共和政末期以降の作家がこの民会をどのようなものとして認識しているかを検討し、公職者の権限や職務は「ドミ」と「ミリティアエ」あるいは「市民生活にかかわるもの」と「軍事」とに明確に区別できるかどうかについて考察したい。

マルスの野は、ポメリウムの外側1マイルの圏内に位置している。すでに取り上げたように、モムゼンは、護民官がこれより外側ではその権限を行使できないとするリウィウスの記

述に依拠し、独裁官スッラによる制度改定以前、ここは「ドミ」と「ミリティアエ」の両方が覆う領域だったと主張した。ポメリウムから1マイルの地点がアウグストゥスの権限に対しても何らかの影響をおよぼしたことが、現存する史料によって示唆されている。カッシウス・ディオは、オクタウィアヌスによる護民官職権獲得を伝える中で、その援助権 (ius auxilii) が「ポメリウム内およびポメリウム外7.5スタディオ [1スタディオは約180m。7.5スタディオでおよそ1400m = 1ローマ・マイル] の範囲」におよんだとしている⁵⁰⁾。さらに、「アウグストゥスの平和の祭壇」(ara Pacis Augustae) が建立された場所がポメリウムから1ローマ・マイルの地点にあったことから、リハックは、アウグストゥス時代においてもこの地点がインペリウムに対して何らかの影響をおよぼす地点であったと指摘している⁵¹⁾。帝政成立前後のインペリウムのあり方を検討する上で、高位公職者の主宰の下、「ポメリウムから1ローマ・マイル」地点にあったマルスの野で開催されたケントゥリア民会についての同時代人の認識は注目に値すると言えるだろう。

史料に即して同時代人の認識に迫る前に、特に最近の研究者がケントゥリア民会をどのように捉えているかを取り上げたい。モムゼンによる「ドミ」と「ミリティアエ」の領域的区分を否定したジョヴァンニーニは、モムゼンが主張の根拠としたリウィウスの記述について、ポメリウムから1マイルまでの地点においては、兵士も上訴を主張できたことを示唆するものであると解釈する⁵²⁾。その上で、コンスルは市民生活を送る人々に対しては「市民生活にかかわるもの」の権限として、忠誠を宣誓した兵士に対しては「軍事」の権限としてインペリウムを行使したと主張し、インペリウムは「市民生活にかかわるもの」と「軍事」の両方の領域におよぶ権限であったと結論づける⁵³⁾。その文脈の中で、「軍事行動中のコンスルが選挙民会や元老院を招集する告示はドミの領域に関連するものである」としている⁵⁴⁾。ピナ・ポロは、ジョヴァンニーニの説を支持し、ケントゥリア民会でも執り行われる立法と公職選挙をコンスルが果たした「市民生活にかかわる諸機能」の一部と見なしている⁵⁵⁾。

他方、「インペリウム」を軍隊指揮権、「ポテスタス」を公職権限と見なし、厳密な意味でこれらは別の権限だったと主張するドログラは、2015年の著書の中で、ケントゥリア民会開催について矛盾した見解を示している。まず、「ドミ」と「ミリティアエ」を公職者と市民の関係、すなわち、前者はローマ市民と公職者の通常の関係、後者は市民としての権利を停止した兵士と指揮官としての関係であると説明する文脈の中で、「ケントゥリア民会は、軍事のユニット〔ケントゥリア〕で、都市の外において、インペリウムをもつ公職者のリーダーシップの下で集まり、そこで主宰する指揮官の権威は絶対的であった」と説明する⁵⁶⁾。しかし、軍装外套の着用など、公職者が軍隊指揮権を獲得する経過を説明する文脈では、「当然、高位公職者は、都市を離れるたびに、これらの儀礼を執り行う必要はなかったが、もしそれをしなかったらば、彼はインペリウムを保持していなかったと理解された」

とし、その文章に付した註で、「コンスルは、ケントゥリア民会を執り行うために都市を離れるたびに、インペリウムを担うための必要な儀礼を行なったことはありそうもないことである」として⁵⁷⁾、ケントゥリア民会主宰のためにインペリウムは不要だったという見解を示している。彼は、「インペリウム」と「ポテスタス」を「軍隊指揮権」と「公職権限」とに区別することで過度に複雑な議論を避けることができると述べているが⁵⁸⁾、こうした理解によってケントゥリア民会主宰のためにコンスルはインペリウムを保持する必要があったか否か、という点で矛盾に陥っている。

ドログラの説明は首肯できるものではないが、ジョヴァンニーニやピナ・ポロの主張、すなわち、ケントゥリア民会が「ドミ」ないしは「市民生活にかかわるもの」に属するものだった、という理解についても疑問を呈さざるをえない。というのも、以下で詳しく取り上げるように、ローマ人は、ケントゥリア民会は軍隊であるがゆえに、ポメリウム内でこれを開催することはできなかつたと認識している。そのため、公職選挙、立法、裁判の機能を理由にケントゥリア民会を「市民生活にかかわるもの」に分類することにも慎重でなければならない。

こうした問題設定の下、以下ではケントゥリア民会やそれを主宰することについてのローマ人の認識を史料に即して明らかにし、「ドミ」と「ミリティアエ」、「市民生活」と「軍事」の間に明確な境界を引くことができるのかを検討したい。

そもそも、なぜケントゥリア民会はマルスの野で開催されていたのだろうか。ゲッリウス（あるいは彼が引用した後2世紀半ばの法律家ラエリウス・フェリックス）によれば、「ケントゥリア民会がポメリウムの内側で行われることは許されないこと」であり、「軍隊は都市外で動員されるものであるから、都市内で動員されることは不法であった」⁵⁹⁾。すなわち、ケントゥリア民会は疑似的な軍隊であり、ポメリウムの内側に持ち込むことは認められなかったために、マルスの野で開催されていた。ウァッロはこれを「都市の軍隊」(exercitus urbanus)と呼び⁶⁰⁾、さらに、より直接的にケントゥリア民会を「軍隊」と呼ぶ記述も散見される⁶¹⁾。

このように、ケントゥリア民会は疑似的な軍隊であるがゆえにポメリウムの中では開催されなかったと言われているが、つぎに「ポメリウム」に目を転じて、その機能を見ていきたい。ポメリウムは「都市」(urbs)ローマを規定する宗教的な境界だった。その内側は聖別された土地であり、さまざまな禁忌が存在した。たとえば、その内側には「死」とそれに関連するものとして「軍隊」をもたらすことが禁じられた⁶²⁾。そのため、ポメリウム内で埋葬は行われず、皇帝たちもポメリウムの外に埋葬された⁶³⁾。また、凱旋式挙行を除いて、軍隊とその指揮権が都市ローマの外から内へともたらされることはなく、属州総督のインペリウムは総督がポメリウムを越えて都市ローマへ入ることで消滅した。たとえばキケロは、前72年から前71年属州シキリア総督のウェッレスについて、「軍装を身につけて出発し、

自身と公共のインペリウムと国政に誓約を立てていたのに、… (中略) 神の定めに対して、アウスピキウムに反して、すべての神々と人類の掟に反して、都市〔ローマ〕に入ることを常としていた」として⁶⁴⁾、ウェッレスの属州総督としての地位を担保するインペリウムが失効していたことを示唆している。

ローマを含むラティウムの都市におけるポメリウムの起源を伝える記述の中で、ウァッロは、ポメリウムで囲まれた領域が「都市」であり、ポメリウムは都市の「アウスピキウム」がおよぶ領域を規定したと伝えている⁶⁵⁾。「アウスピキウム」とは、ローマ人が何らかの行動を起こす際に、鳥の飛び方や天空を観察することで神々にその吉凶を問う行為である。これには、私人が自身の行為を占う「私的なアウスピキウム」(auspicium privatum)と、公職者がその権限のもとで国政にかかわる行為について神の裁可を求める「公的なアウスピキウム」(auspicium publicum)の二種類があった⁶⁶⁾。後者の一例として、ケントゥリア民会開催に際して実施されるアウスピキウムを挙げることができる。キケロは前 162 年度コンスル選挙に関する興味深い逸話を伝えている。

この選挙民会の途中、伝達係 (rogator) が突然死去した。前 163 年コンスルとしてこの選挙を主宰したセンプロニウス・グラックスは選挙を完了させたが、その後、この出来事について元老院に問い合わせ、内臓占師 (haruspex) たちに意見を求めることとなった。彼らは、民会開催に向けて正しい手順が踏まれなかったためにこの伝達係が正当なもの (iustus) ではなかったと答えたが、鳥卜官 (augur) でもあったグラックスは自身に過誤はなかったと主張した。しかし、その翌年になって、グラックスはアウスピキウムのための天幕設営に際して、アウスピキウムを執り行わずにポメリウムを越えてしまったことを思い出し、コンスル選挙に過誤があったことを鳥卜官の同僚団と元老院に報告した。それを受けて、その選挙で選出された両コンスルはその職を辞することとなった⁶⁷⁾。このように、ケントゥリア民会主宰のためにコンスルがポメリウムを越える際に、アウスピキウムにより神々の裁可を得ることは重要視されていた。

ここまで、ケントゥリア民会とポメリウムに関する史料を取り上げて、この民会は擬似的な軍隊と見なされていたためにポメリウムの外で開催されていたこと、これを主宰するコンスルがポメリウムを越える際に神々に求めた裁可が重要視されていたことを見てきた。それでは、ケントゥリア民会は「ドミ」と「ミリティアエ」のどちらに属すると考えられていたのだろうか。管見の限りこれについて明言する史料はない。ここでは「ドミ」と「ミリティアエ」をどのように定義できるかを検討しながら、その中でケントゥリア民会をどのように位置づけることができるかを考察したい。

ジョヴァンニーニは、これらの言葉の用例を分析して、「ドミ」は「出身地・出身都市」や「祖国」、「ミリティアエ」は「軍務に服している状態」を指す語であると主張して、「都市ローマ」と「その外側」という領域的な区分を主張するモムゼンを批判した⁶⁸⁾。しかし、

「ミリティアエ」と併記される「ドミ」は、ジョヴァンニーニが定義するよりも広い意味で用いられていると考えられる。キケロの用例を見ると、「ドミ」は「ミリティアエ」のみならず「戦争」(bellum)とも対比されており⁶⁹⁾、さらにこの「戦争」を「ドミ」と「平和」(pax)を併記して対置させる用例も見られる⁷⁰⁾。こうした用例から、「ミリティアエ」と併記される「ドミ」は、具体的に「祖国」や「出身都市」などを示しているのではなく、「戦時」「戦地」を意味する「ミリティアエ」に対して、「平時」「内地」といった抽象的な意味で用いられていると考えられる。

「ドミ」と「ミリティアエ」をこのように定義した場合、ケントゥリア民会は、擬似的な軍隊、「都市の軍隊」とされ、軍隊や軍隊指揮権を受け入れないポメリウムの外側で実施されていたことから、「ミリティアエ」に属するものだったとすることができるだろう。しかし、兵士が指揮官に対して忠誠を宣誓したように⁷¹⁾、ケントゥリア民会に際して市民がこれを主宰するコンスルに宣誓したり、軍装を身につけたことは確認できず⁷²⁾、また主宰するコンスルについても軍装外套を着用したことも確認できない⁷³⁾。ジョヴァンニーニが主張するように⁷⁴⁾、軍隊指揮を担う上で、インベリウム保持者がカピトリウムでの儀礼と誓約を経て軍装外套を身につけていることが重要視されていたのであれば、ローマ人がこれらを欠くケントゥリア民会開催をミリティアエに属するものと認識していたとは断定できない。

このように、公職者の権限や職務が「ドミ」と「ミリティアエ」、あるいは「市民生活にかかわるもの」と「軍事」に区別されていたことを前提とした場合、ケントゥリア民会についてはその枠組みの中で一貫した説明はできない。このことは、ローマ人はこの民会を「ドミ」と「ミリティアエ」、「市民生活にかかわるもの」と「軍事」の両方の領域にかかわる（あるいは、どちらの領域にもかかわらない）特殊な存在として認識していた可能性、さらには、公職者の権限や職務について「ドミ」と「ミリティアエ」の間に明確な境界線を引いていなかった可能性を示唆しているのではないだろうか。

ミニョーネは、クラウディウス帝によるポメリウム拡張を論じた論考の中で、公職者によるアウスピキウムやトリプス民会開催がポメリウム内の特定の場所で行われたのと同様に、ケントゥリア民会（マルスの野）、凱旋式挙行の待機（キルクス・フラミニウスあるいはウィッラ・プブリカ）、凱旋式挙行承認のための元老院会議（ベッロナ神殿）など、ポメリウム外で行われることも特定の場所で行われていることから、ポメリウムの内か外か、が問題ではなく、むしろ場そのものが問題であったと指摘している⁷⁵⁾。この指摘は、公職者の権限や職務についてのローマ人の認識についても示唆的であるように思われる。「ドミ」と「ミリティアエ」が併記される場合、「平時」と「戦時」といった抽象的な意味で対義語として用いられた。インベリウムはそれぞれの領域で機能する権限ではあったが、二つの領域の間には、ケントゥリア民会のように、そのどちらに属するか必ずしも明確でない職務が存在した。ローマ人の認識の中で、「ドミ」と「ミリティアエ」の間には、領域的にも機能的にも、

明確な境界はなかったと考えるべきであろう。

おわりに

本稿では、アウグストゥスが「ポメリウム内に入る際に放棄する必要のない」インペリウムを獲得したと伝えられていることを出発点として、インペリウムの概念をめぐる最近の研究動向を紹介し、その問題点を指摘した上で、帝政成立前後の著作家が「インペリウム」という言葉をどのように認識していたか、またケントゥリア民会に注目しながら「ドミ」と「ミリティアエ」がどのように区別、認識されていたかを検討してきた。「インペリウム」という言葉は、軍隊指揮権のみならず、高位公職者の職務権限の総体を示して用いられていた。また、ケントゥリア民会が「ドミ」と「ミリティアエ」のどちらに属するものだったかを明確にすることは困難であり、このことは、ローマ人の認識の中で、「ドミ」と「ミリティアエ」の間に明確な境界が存在しなかったことを示唆している。そのため、公職者の権限や職務について、「市民生活にかかわるもの」と「軍事」という区分のもとで検討することはできない。「ドミ」と「ミリティアエ」がそれぞれ抽象的に「平時」や「内地」と「戦時」や「戦地」を意味していたのであれば、*imperium domi militiaeque* という語句は、公職者が担うと想定されるあらゆる職務を遂行するための「全権」といった漠然とした意味で用いられたものであり、「インペリウム・ドミ」と「インペリウム・ミリティアエ」という二つの概念を合わせたものではなかったと言えよう。

以上の結論が妥当であれば、アウグストゥスが獲得したインペリウム、また共和政末期に創出された例外的なインペリウムをめぐる先行研究の議論についても、批判的に再検証する余地が生まれる。第1節で取り上げたように、フェラリーは前23年のコンスル辞任に際して、アウグストゥスは「インペリウム・ドミ」を喪失したと主張している。だが、「ドミ」と「ミリティアエ」の間に明確な境界が存在しない以上、アウグストゥスが獲得したインペリウムを含め、共和政末期以来創出された例外的なインペリウムの実態を検討する上で、「ドミ」と「ミリティアエ」という枠組みを用いるべきではないだろう。

そのような観点からアウグストゥスが獲得した「ポメリウム内に入る際に放棄する必要のない」インペリウムを検討する場合、いかなる解釈の可能性が生まれるのだろうか。一つの仮説として、これによりアウグストゥスは、裁判の開催や奴隷解放の公的な承認といった、属州総督が担った軍隊指揮以外の役割を都市ローマのポメリウム内で果たすことができるようになった可能性を提起できるのではないだろうか。この仮説が正しければ、この属州総督の権限はコンスルやプラエトルらのインペリウムとどのような差異があったのか、という問題が生じる。アウグストゥス（あるいはローマ皇帝）の法的地位の特殊性を解明するためには、帝政成立前後の時期に、インペリウムを保持した公職者（コンスルとプラエトル）、属

州総督、そしてアウグストゥスのそれぞれが果たした機能について、「市民生活に関わるもの」と「軍事」といった枠組みにはめ込むのではなく、事例の蓄積によるそれぞれの権限の具体化と、比較・対照によるその差異の明確化が必要だろう。これを今後の課題として提示し、擱筆したい。

註

- 1) ‘imperium’ は、一般的に「命令権」と訳される。しかし、この言葉が、プラエトルが裁判を司る、あるいはコンスルがケントゥリア民会を主宰するなど、より広範に権限を意味する語であった可能性も考慮し、本稿では「命令権」とは訳さずに、「インペリウム」と表記することとする。
- 2) Dio, 53. 32, 5: τὴν τε ἀρχὴν τὴν ἀνθύπατον ἔσαι καθάπαξ ἔχειν ὥστε μήτε ἐν τῇ ἐσόδῳ τῇ εἴσω τοῦ πομπηρίου κατατίθεσθαι αὐτὴν μήτ’ αὐθις ἀνανεοῦσθαι, καὶ ἐν τῷ ὑπηκόῳ τὸ πλεῖον τῶν ἐκασταχόθι ἀρχόντων ἰσχύειν ἐπέτρεψεν.
- 3) ‘domi’ と ‘militiae’ はそれぞれ「内地」と「戦地」、「平時」と「戦時」、あるいは「市民生活」と「軍事」などの訳語を付すことができるが、本論で詳述するように、先行研究ではこれが地理的な領域を示すのか、権限や職務の性質を示すのかが問われている。本稿は、この問題を問い直すことを目的としているので、これらの語についてもカタカナで表記することとする。
- 4) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht* Bd. 1 (3 aufl.), Basel, 1887, S. 22-23.
- 5) Mommsen, *op. cit.*, pp. 61-63.
- 6) *Ibid.*, pp. 63-64.
- 7) *Ibid.*, p. 64.
- 8) *Ibid.*, pp. 66-67.
- 9) Livius, *Ab Urbe Condita*, 3. 20, 7: neque enim provocationem esse longius ab urbe mille passuum, et tribunos, si eo veniant, in alia turba Quiritium subiectos fore consulari imperio.
- 10) Mommsen, *op. cit.*, Bd. 1, pp. 67-69.
- 11) *Ibid.*, pp. 70-71.
- 12) *Ibid.*, pp. 57; Bd. 2, pp. 94-95;
- 13) *Ibid.*, Bd. 3, p. 1086.
- 14) A. Heuss, “Zur Entwicklung des Imperiums der römischen Oberbeamten,” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Romanistische Abteilung* 64, S. 57-133; E. マイヤー (鈴木一州訳) 『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店、1978年 (E. Mayer, *Römischer Staat und Staatsgedanke* (3 Aufl.), Zurich und Stuttgart, 1964)、95-98頁; R. Develin, “Lex Curiata and the Competence of Magistrates,” *Mnemosyne* 4th Ser. 30-1, 1977, pp. 58-59.
- 15) A. Giovannini, *Consulare Imperium* (Schweizerische Beiträge zur Altertumswissenschaft Heft 16), Basel, 1983, pp. 9-15.
- 16) *Ibid.*, pp. 16-19.
- 17) *Ibid.*, pp. 23-26.
- 18) *Ibid.*, pp. 29-30.
- 19) *Ibid.*, pp. 148-149.
- 20) A. W. Lintott, *The Constitution of The Roman Republic*, Oxford, 1999, pp. 98-99.
- 21) F. Pina Polo, *The Consul at Rome: The Civil Functions of the Consuls in the Roman Republic*,

- Cambridge, 2011, p. 329.
- 22) J. -L. Ferrary, "À propos des pouvoirs d'Auguste," *Cahiers du Centre Gustav-Glotz* 12, 2001, pp. 115-121.
- 23) F. K. Drogula, "Imperium, Potestas, and the Pomerium in the Roman Republic," *Historia* 56-4, 2007, pp. 420-421.
- 24) Ibid., p. 422.
- 25) Ibid., pp. 422-423.
- 26) Ibid., pp. 423-425.
- 27) Ibid., p. 430.
- 28) Ibid., pp. 445ff.
- 29) Idem, *Commanders & Command in the Roman Republic and Early Empire*, Chapel Hill, 2015.
- 30) Sallustius, *Bellum Catilinae*, 29, 3; Livius, *Ab Urbe Condita*, 1. praef. 9; 10. 8, 9.
- 31) Cicero, *De Legibus*, 3. 3, 8: "Regio imperio duo sumto, iique praeuendo, iudicando, consulendo praetores, iudices, consules appellamino; militiae summum ius habento, nemini parento; ollis salus populi suprema lex esto."
- 32) Gellius, *Noctes Atticae*, 13. 15, 4: Praetor, etsi conlega consulis est, neque praetorem neque consulem iure rogare potest, ... quia imperium minus praetor, maius habet consul, 「プラエトルは、コンスルの同僚ではあるが、法的にプラエトルもコンスルも選出することはできない。…というのも、プラエトルはより小さなインペリウムを、コンスルはより大きなインペリウムを保持しており、…」。
- 33) Cicero, *De Re Publica*, 2. 33, 58: Spartae regnante Theopompo sunt item quinque, quos illi ephoros appellant, in Creta autem decem, qui cosmoe vocantur, ut contra consulare imperium tribuni plebis, sic illi contra vim regiam constituti. 「スパルタでは、テオポンポスの王政下で、エフォロスと呼ばれる 5 名がおり、さらにクレタでは、コスモイと呼ばれる 10 名がいたのと同様に、王の力に対抗するかのように、コンスルのインペリウムに対抗するために、護民官が置かれた」。
- 34) Lintott, *op. cit.*, pp. 121-128.
- 35) Livius, *Ab Urbe Condita*, 3. 20, 7 (註 9)
- 36) Augustus, *Res Gestae Divi Augusti*, 8, 2-4: et in consulatu sexto censum populi conlega M. Agrippa egi. Lustrum post annum alterum et quadraginsimum feci, quo lustrum civium Romanorum censa sunt capita quadragiens centum millia et sexaginta tria millia. Tum iterum consulari cum imperio lustrum solus feci C. Censorino et C. Asinio cos., quo lustrum censa sunt civium Romanorum capita quadragiens centum millia et decem triginta tria millia. Et tertium consulari cum imperio lustrum conlega Tib. Caesare filio meo feci Sex. Pompeio et Sex. Appuleio cos., quo lustrum censa sunt civium Romanorum capitum quadragiens centum millia et nongenta triginta et septem millia. 「〔前 28 年〕六度目のコンスル在職中、同僚 M. アグリッパとともに、市民の戸口調査を実施した。ルストルムを 42 年ぶりに実施し、そのルストルムにより、4,063,000 名のローマ市民が登録された。それから、C. ケンソリヌスと C. アシニウスがコンスルの年〔前 8 年〕、コンスルのインペリウムでもって、二度目のルストルムを実施し、そのルストルムにより、4,233,000 名のローマ市民が登録された。そして、Sex. ポンペイウスと Sex. アップレイウスがコンスルの年〔後 14 年〕、私の息子 Tib. カエサルを同僚として、コンスルのインペリウムでもって、三度目のルストルムを実施し、そのルストルムにより、4,937,000 名の市民が登録された」。「ルス

トルム」(lustrum)とは、戸口調査の完了に際して執り行われる儀式である。

- 37) Livius, *Periochae*, 98.
- 38) P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 BC. - 14 AD.*, Oxford, 1971, pp. 113-120.
- 39) Cicero, *De Re Publica*, 2. 36, 61: Sed aliquot ante annis, cum summa esset auctoritas in senatu populo patiente atque parente, inita ratio est, ut et consules et tribuni plebis magistratu se abdicarent, atque ut decemviri maxima potestate sine provocatione crearentur, qui et summum imperium haberent et leges scriberent. 「しかし、それより数年前、市民の容認と同意により最高の権威が元老院にあったとき、コンスルと護民官をその職から退かせ、最高のインベリウムを有して法を起草する、上訴を認めない最大の職権を備えた十人委員を選出するための方策が講じられた」。
- 40) Sallustius, *Bellum Catilinae*, 29, 3: Ea potestas per senatum more Romano magistratui maxima permittitur, exercitum parare, bellum gerere, coercere omnibus modis socios atque civis, domi militiaeque imperium atque iudicium summum habere; aliter sine populi iussu nullius earum rerum consuli ius est.
- 41) cf. Mommsen, *op. cit.*, Bd. 1, S. 22-24; Lintott, *op. cit.*, p. 95.
- 42) Livius, *Ab Urbe Condita*, 45. 39. 11: Consul proficiscens praetorve paludatis lictoribus in provinciam et ad bellum vota in Capitolio nuncupat.
- 43) *Ibid.*, 42. 49, 1: Per hos forte dies P. Licinius consul votis in Capitolio nuncupatis paludatus ab urbe profectus est. 「その頃偶然、コンスルの P. リキニウス (前 171 年) は、カピトリウムで誓約を立て、軍装をまとめて都市〔ローマ〕を出発した」。
- 44) Varro, *De Lingua Latina*, 7. 37: Paluda a paludamentis. Haec insignia atque ornamenta militaria: ideo ad bellum cum exit imperator ac lictores mutarunt vestem et signa incinerunt, paludatus dicitur proficisci; 「paluda」は軍装外套 (paludamentum) から〔派生した〕。これは、軍事の標章であり、装備である。それゆえ、軍隊指揮官が戦争へ赴く際、リクトルが着替え、合図を出すとき、paludatus (軍装外套をまとった者) が出発したと言われる」。
- 45) Livius, *Ab Urbe Condita*, 41. 10, 5: non votis nuncupatis, non paludatis lictoribus, uno omnium certiore facto collega, nocte profectus, praeceps in provinciam abiit;
- 46) *Ibid.*, 41. 10, 7: Ad quod cum illi tum consulis imperio dicto audientes futuros esse dicerent, cum is more maiorum, secundum vota in Capitolio nuncupata, lictoribus paludatis profectus ab urbe esset,
- 47) *Ibid.*, 41. 10, 8-13.
- 48) Drogula, "op. cit.," pp. 435-436; Idem, *op. cit.*, pp. 110-111.
- 49) 同様の事例として、前 217 年、都市ローマ外でコンスルに就任し、そのまま軍隊を率いた C. フラミニウスは「アウスピキアの後、誓約を立てるためにカピトリウムに出発し、それからリクトルを伴い、軍装外套を身につけて職務領域へ赴くようにしなかった (ne auspiciato profectus in Capitolium ad vota nuncupanda paludatus inde cum lictoribus in provinciam iret)」ことへの非難を挙げることができる (Livius, *Ab Urbe Condita*, 21. 63, 9)。
- 50) Dio, 51. 19, 6: και τὸν Καίσαρα τὴν τε ἐξουσίαν τὴν τῶν δημάρχων διὰ βίου ἔχειν, και τοῖς ἐπιβοωμένοις αὐτὸν και ἐντὸς τοῦ πωμηρίου και ἔξω μέχρις ὀγδοῦς ἡμισταδίου ἀμύνειν, ὁ μηδενὶ τῶν δημαρχούντων ἔξῃ, 「また、カエサル [オクタウィアヌス] が終身の護民官職権を保持し、そして、彼が、護民官職保有者の誰にも許されていない、ポメリウム内およびポメリウム外の 7.5 スタディオンの範

- 圏内で助けを求める者たちを援助すること [ができるよう、元老院は決議した]。]
- 51) P. Rehak, *Imperium and Cosmos: Augustus and the Northern Campus Martius*, Madison, 2006, p. 98.
- 52) Giovannini, *op. cit.*, pp. 19-26.
- 53) *Ibid.*, pp. 27-30.
- 54) *Ibid.*, p. 30.
- 55) Pina Polo, *op. cit.*, pp. 99-121; pp. 192-207; pp. 284-290: p. 330.
- 56) Drogula, *op. cit.*, p. 55.
- 57) *Ibid.*, p. 109.
- 58) Idem, “op. cit.,” pp. 430-431.
- 59) Gellius, *Noctes Atticae*, 15. 27, 5: centuriata autem comitia intra pomerium fieri nefas esse, quia exercitum extra urbem imperari oporteat, intra urbem imperari ius non sit. Propterea centuriata in campo Martio haberi exercitumque imperari praesidii causa solitum, quoniam populus esset in suffragiis ferendis occupatus. 「さらにケントゥリア民会がポメリウムの中で行われることは許されないことであった。なぜなら、軍隊は都市の外で動員されるものであるからで、都市の中で動員されることは不法であった。そのため、ケントゥリア民会はマルスの野で開催され、市民たちが投票に出席している間の守備のために整列させられる習慣であった」。
- 60) Varro, *De Lingua Latina*, 6. 93.
- 61) *Ibid.*, 6. 88: Dein consul eloquitur ad exercitum: “Impero qua convenit ad comitia centuriata.”: Livius, *Ab Urbe Condita*, 39. 15, 11: Maiores vestri ne vos quidem, nisi cum aut vexillo in arce posito comitiorum causa exercitus eductus esset, ... forte temere coire voluerunt: cf. Lintott, *op. cit.*, p. 55.
- 62) A. Magdelain, “L’Inauguration de l’Urbe et L’Imperium,” *Mélanges de l’Ecole française de Rome. Antiquité* 89-1, 1977, p. 24.
- 63) M. Bread, J. North and S. Price, *Religions of Rome (Vol. 1): A History*, Cambridge, 1998, pp. 180-181.
- 64) Cicero, *Oratio in Verrem* II. 5, 13, 34: cum paludatus exisset vota que pro imperio suo communique re publica nuncupasset, ... in urbem introferri solitus est ... contra fas, contra auspicia, contra omnes divinas atque humanas religiones.
- 65) Varro, *De Lingua Latina*, 5. 143.
- 66) J. Linderski, “Auspicium,” S. Hornblower, A. Spawforth and E. Eidinow (eds.), *The Oxford Classical Dictionary* 4th ed., Oxford, 2012, pp. 213-214.
- 67) Cicero, *De Natura Deorum*, 2. 4, 10-11. cf. Idem, *De Divinatione*, 1. 17, 33.
- 68) Giovannini, *op. cit.*, pp. 9-15.
- 69) たとえば、Cicero, *Brutus*, 73, 256: Verum quidem si audire volumus, omissis illis divinis consiliis, quibus saepe constituta est imperatorum sapientia salus civitatis aut belli aut domi, multo magnus orator prestat minutis imperatoribus. 「軍隊指揮官の智恵により、戦争においてもドミにおいても、都市の安全が確立されたとする、かの神のごとき人々の助言を無視し、もし私たちが耳を傾けようとするならば、多くの偉大な弁論家は二流の軍隊指揮官に勝っていた」。
- 70) Cicero, *De Re Publica*, 1. 40, 63: sic noster populus in pace et domi imperat et ipsi magistratibus minatur, recusat, appellat, provocat, in bello sic paret ut regi ; 「われらが市民も、平和とド

ミにおいては自身の公職者たちを脅し、拒絶し、催促し、挑発するのに、戦争においては、王に対してするかのように、〔公職者に〕付き従う〕。

- 71) 徴兵された兵士は、指揮官に対して命令に反さない旨を宣誓した。Mommsen, *op. cit.*, Bd. 1, pp. 623-624; Giovannini, *op. cit.*, pp. 23-26.
- 72) L. R. Taylor, *Roman Voting Assemblies from the Hannibalic War to the Dictatorship of Caesar*, Ann Arbor, 1966, p. 85.
- 73) Giovannini, *op. cit.*, p. 17.
- 74) *Ibid.*, pp. 18-19.
- 75) L. M. Mignone, "Rome's Pomerium and the Aventine Hill: from auguraculum to imperium sine fine," *Historia* 65, 2016, pp. 430-431.

※本稿は、学習院大学人文科学研究所平成 27 年度若手研究者研究助成（研究題目「アウグストゥスのインベリウム—ローマ皇帝の法的地位・法的権限の再検討—」）の研究成果の一部である。

ENGLISH SUMMARY

Imperium domi militiaeque:

A Study of the Legal Authority of the Roman High Magistrates

MARUGAME Yuji

The aim of this paper is to clarify how the Romans viewed *imperium* and to criticize modern scholars' understanding thereof. It has long been believed that *imperium* encompassed not only command outside the city of Rome (*militiae*) but also the authority of the higher magistrates (consuls and praetors) inside the city (*domi*). However, recent studies show that the authority of the high magistrates were divided into *domi* and *militiae* by the qualities of the tasks (civil or military, respectively) they took, not by the place in which they were located (in- or outside Rome), and, moreover, that *imperium* was simply military command and not a civil authority of high magistracies. In this paper, focusing on the Romans' descriptions of *imperium* and *comitia centuriata*, I assert that the Romans regarded *imperium* as the strong power of the higher magistrates, including military and civil authority, and that they had no clear distinction between *domi* and *militiae* which, as modern scholars have considered, divided the tasks of the magistrates in both the territorial and functional sense.

Key Words: Ancient Roman history, *imperium*, *domi*, *militiae*, *comitia centuriata*